

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年7月2日

【会社名】 株式会社伊予銀行

【英訳名】 The Iyo Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 三好賢治

【本店の所在の場所】 愛媛県松山市南堀端町1番地

【電話番号】 松山(089)907局1047番

【事務連絡者氏名】 総務部長 中川幹宏

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋1丁目3番13号
株式会社伊予銀行東京事務所

【電話番号】 東京(03)3242局1401番

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 河本康祐

【縦覧に供する場所】 株式会社伊予銀行東京支店
(東京都中央区日本橋1丁目3番13号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2021年6月29日開催の当行第118期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2021年6月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件

大塚岩男、三好賢治、高田健司、山本憲世、伊藤真道、長田浩、仙波宏久の7氏を取締役(監査等委員である取締役を除く。)に選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

竹内哲夫、佐伯要、上甲啓二、大橋裕一、野間自子の5氏を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)2名解任の件

代表取締役頭取 三好賢治、常務取締役 山本憲世の2氏の解任を求めるものであります。

第5号議案 監査等委員である取締役1名解任の件

取締役監査等委員 市川武志氏の解任を求めるものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

株主総会 決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	出席議決権数 (個) (注) 3	賛成率 (%) (注) 4	可決要件	決議結果
第1号議案	2,726,318	2,325	0	2,784,879	97.89%	(注) 1	可決
第2号議案							
大塚岩男	2,580,977	147,518	167	2,784,898	92.67%	(注) 2	可決
三好賢治	2,610,312	118,350	0	2,784,898	93.73%	(注) 2	可決
高田健司	2,615,522	113,140	0	2,784,898	93.91%	(注) 2	可決
山本憲世	2,691,637	37,025	0	2,784,898	96.65%	(注) 2	可決
伊藤真道	2,695,787	32,875	0	2,784,898	96.80%	(注) 2	可決
長田浩	2,695,831	32,831	0	2,784,898	96.80%	(注) 2	可決
仙波宏久	2,695,805	32,857	0	2,784,898	96.80%	(注) 2	可決
第3号議案							
竹内哲夫	2,671,430	57,220	0	2,784,886	95.92%	(注) 2	可決
佐伯要	2,564,387	164,263	0	2,784,886	92.08%	(注) 2	可決
上甲啓二	2,379,999	140,361	0	2,576,596	92.36%	(注) 2	可決
大橋裕一	2,576,236	152,413	0	2,784,885	92.50%	(注) 2	可決
野間自子	2,715,941	12,709	0	2,784,886	97.52%	(注) 2	可決
第4号議案							
三好賢治	86,142	2,642,528	50	2,784,956	3.09%	(注) 2	否決
山本憲世	85,425	2,643,245	50	2,784,956	3.06%	(注) 2	否決
第5号議案	79,860	2,648,821	50	2,784,967	2.86%	(注) 1	否決

- (注) 1 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。
- 2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。
- 3 本株主総会前日までの事前行使分の議決権及び当日出席の株主分の議決権の合計数であります。
- 4 出席議決権数に対する、本株主総会前日までの事前行使分の賛成の議決権の数及び当日出席株主のうち賛成が確認できた議決権の数の合計数の割合であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会の前日までの事前行使分の議決権の数及び当日出席の一部の株主のうち各議案の賛否に関して確認ができた議決権の数の集計により、第1号議案、第2号議案及び第3号議案については、各決議事項の可決要件を満たして決議が成立し、第4号議案及び第5号議案については、決議が否決されることが明らかとなったことから、上記賛成、反対及び棄権の各個数には、当日出席株主のうち賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。